【改訂中】

鎌倉市立西鎌倉小学校 いじめ防止基本方針

令和7年4月 鎌倉市立西鎌倉小学校

【学校教育目標】

「 自ら学ぶ意欲と豊かな心を持ち、仲間と、地域と、自然と共に、たくましく生きる児童 の育成 」 (めざす子ども像・重点目標を以下のように設定している。)

◎ めざすこども像

に…にこやかでさわやかな子

し…しんせつで思いやりのある子

か…考える力をみがく子

ま…まじめでつよくたくましい子

◎重点目標

- ※ けじめのある生活態度で挨拶ができ、思いやりのある児童の育成をめざす
- ※ 「共に生きる」を基軸に、思いやりのある児童の育成をめざす
- ※ 安心して学び、生活できる安全な学校づくりをめざす

【いじめの定義】

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等 当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える 行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象と なった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

(「いじめ防止対策推進法」第2条)

【いじめに対する基本認識】

- ●いじめは、いじめを受けた子どもの人権を著しく侵害し、尊厳を損なう、 絶対に許されない行為である
- ●いじめは、どの子どもにも、どの学校でも、起こり得る
- ●いじめは、家庭環境や対人関係など様々な背景から、様々な場面で起こり得る
- ●いじめは、「被害者」や「加害者」だけでなく、「観衆」や「傍観者」といわれる 周囲の子どもにも注意を払う必要がある
- ●いじめは、大人には気付きにくいところで行われることが多く、

発見しにくいものである

●いじめは、その行為や様態により、犯罪行為として取り扱われるものもある

【いじめの禁止】

本校では、いじめを禁止するとともに、いじめを放置しません。

【学校及び教職員の責務】

いじめが行われず、すべての児童が安心して学習やその他の活動に取り組むことができるように、保護者、地域住民他関係者との連携を図りながら、学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組みます。

また、いじめが疑われる場合においても、適切かつ迅速にこれに対処し、 再発防止に努めます。

1. 本校のいじめの防止等に関する基本的な考え方

いじめは、人によって感じ方やとらえ方が異なるため、「いじめ」なのかどうかの 判断は慎重に行われなければなりませんが、大切なことは、いじめにつながる可能性が あるすべての事例に対して、教職員がチームとなって迅速に対応することです。 いじめ問題に取り組むにあたっては、日々「未然防止」と「早期発見」に 努めるとともに、いじめを認知した場合は、「早期対応」「早期解決」に取り組みます。 本校のすべての子どもにとって、安全で安心して生活できる場所であるためにも、 教職員が情報を共有し取り組むとともに、関係機関や教育委員会との連携も密にし、 子どもたち一人ひとりに対しチームで支援する体制づくりを進め、早期発見、早期解決 に努め、「いじめのない学校」を目指します。

また、いじめ問題には、学校や家庭の問題としてだけではなく、全ての大人たちの問題として取り組む必要があるため、日頃から地域や家庭、関係機関と一丸となって相互に協力する関係づくりを進めていきます。

2. いじめの防止等に関する内容(1)いじめの未然防止のための取組

- ○体験活動や特別活動の充実を図り、学校外の人々との関わりや集団活動を通して 自己の役割や責任を果たそうとする態度やよりよい人間関係を築こうとする態度等、 道徳性を育む取組を進めます。
- 〇日頃の授業や行事等特別活動の中で、自己決定の場を用意し、誰もが活躍できる機会 を設定することで、自己有用感や充実感を感じられる学校生活づくりを推進します。
- ○児童が主体的に考えられるよう、日頃から分かる授業を心がけ、 授業づくりに努めます。
- ○学校関係者や地域の方等との連携を通して、教育活動における様々な場面で 「いのちの大切さ」を学ぶ機会を設定していきます。
- ○いじめは決して許されないという共通認識に立ち、全教職員がいじめの態様や 特質等について校内研修や職員会議を通して共通理解を図り、組織的に対応します。
- ○いじめの防止等のための対策に関する取組を年間計画に位置付けて実施します。

- ○「特別の教科道徳」の時間などを通して、児童が主体的にいじめの問題に 取り組めるよう、「いじめは人間として絶対に許されない行為である」ことを教え、 児童がいじめの問題について自ら考える機会を設けます。
- ○いじめの背景にある、児童が抱えている学業や家庭環境、人間関係等にまつわる ストレス等の要因に着目し、その改善を図るとともに、ストレスに適切に 対応できる力を様々な場面で育みます。

(2) いじめの早期発見のための取組

- ○「いじめは、どの子どもにも、どの学校でも、起こり得る問題である」という認識を 持ち、各学校において、日頃から子どもの日常の行動や生活の様子に 目を配るとともに、児童との信頼関係の構築等に努めます。
- ○定期的にアンケート調査や教育相談を実施し、児童がいじめを訴えやすい体制を 次のように整えます。

<定期的な調査方法>

- ① 児童対象いじめ等のアンケート調査 年3回(7月、12月、3月)
- ② 個人面談(教育相談)を通じた学級担任による、児童からの生活や学習に関する相談・面談 年2回(7月、11月)
- ○児童及び保護者がいじめに係る相談が行うことができるよう次のとおり、 相談体制の整備を行います。
 - ① いじめ相談窓口の設置と周知
 - ② 相談箱の活用(校長室前に設置)
 - ④ スクールカウンセラーの活用
 - ⑤ 教育相談員の活用

(3) いじめへの早期対応

- ○児童がいじめを受けている疑いがあるときは、速やかに、いじめの有無の確認を 行うとともに、児童への支援・指導を迅速かつ適切に行います。
- ○いじめを見た、またはいじめの疑いがある行為を見た場合は、すぐにいじめを やめさせ対応をします。
- ○教職員がいじめに係る相談を受けた場合は、すみやかにその事実の有無を 確認します。
- ○相談・通報のあった事案は、「いじめ防止等対策委員会」を開催し情報の共有と 早期対応に努めます。
- ○いじめがあったことが確認された場合には、学校は、いじめを受けた児童を 守るため、平穏な学校生活を再開できるよう、当該児童及びその保護者に対して 必要な支援を行います。

- ○いじめを行った児童に対しては、いじめは決して許されない行為であり、当該児童の 取った行動が相手の心身に及ぼす影響等に気付かせるなど、適切かつ毅然とした 指導を行います。
- ○いじめを受けた児童が安心して教育を受ける必要があると認められるケースは、 保護者との相談の上、いじめた児童に対して、一定期間別室等において学習を行う 措置を講じます。
- ○いじめを見ていた児童にも自分の問題として捉えさせ、誰かに知らせる勇気を 持つよう指導します。
- ○はやしたてたり、同調したりしている児童に対しては、それらの行為がいじめに 加担する行為であることが理解できるよう指導します。
- ○これらの対応については、教職員全員の共通理解、保護者の協力、 関係する専門機関等との連携の下で取り組みます。
- ○いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときや、児童の生命、 身体又は財産に重大な被害が生じるおそれのあるときは、教育委員会に報告・協議し 所轄警察署との相談や学校警察連携制度の活用など、警察と連携して取り組みます。

(4) インターネット上のいじめへの対応

- ○インターネットを通じて行われるいじめを防止し、効果的に対処することができるよう、児童やその保護者に対し、携帯電話利用教室等、必要な啓発活動を行います。また、学級活動や道徳、総合的な学習の時間、家庭科等の授業の中で、情報モラル教育の一層の推進を図ります。
- ○学校で実施するいじめに関するアンケートに、インターネット上のいじめに関する 質問項目を設けるなど、インターネットを通じて行われるいじめの早期発見に 向けた取組を進めます。
- ○インターネット上のいじめについては、外部専門機関等への協力を得て、 対応に努めます。

(5) いじめの解消

○ いじめを行った児童に対しては、いじめは決して許されない行為であることを、適切かつ毅然と指導するとともに、いじめの行為に至った背景を把握し、当該児童及びその保護者に対して、いじめを繰り返さず、正常な学校生活を営ませるための助言や支援を行います。なお、いじめられた児童の立場に立っていじめに当たると判断した場合にも、「いじめ」という言葉を使わずに指導することもあります。また、いじめの行為に至った背景を把握し、いじめを行った児童と保護者に対していじめを繰り返さず、学校生活を営ませるための助言や支援を行います。

- いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が 満たされている必要があります。ただし、これらの要件が 満たされる場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して 判断するものとします。
- ①いじめに係る行為の解消:被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為 (インターネットを通じて行われるものを含む。)が止んでいる状態が相当の期間 継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。 ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると 判断される場合は、この目安にかかわらず、いじめ防止対策委員会等の判断により、 より長期の期間を設定するものとする。
- ②被害児童が心身の苦痛を感じていないこと:いじめに係る行為が止んでいるかどうかを 判断する時点において、被害児童がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと 認められること。被害児童本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないか どうかを面談等により確認する。

○いじめは、単に謝罪をもって安易に解消している状態と判断することはできません。 学校は、いじめが解消している状態と判断した場合でも、いじめを受けた児童及び いじめを行った児童の状況を日常的な関わりの中できめ細かく把握するとともに、 児童との対話を深めることなどを通していじめの再発を防ぎます。

3. いじめ防止等対策委員会の設置

いじめの未然防止や早期発見に向けた取組を効果的に推進し、発生したいじめ事案に的確に対処するため、校内に、いじめの防止等の対策のための組織を常設します。

この組織は、児童生徒指導の根幹に位置付く組織であり、いじめについては、 特定の教職員で問題を抱え込まず学校が組織的に対応することにより、複数の者による 状況の判断が可能となります。

【構成員】

校長・教頭、総括教諭、児童支援専任教諭、教育相談コーディネーター、 児童指導担当教員、学年担当教員、養護教諭、学級支援員、スクールカウンセラー等 を中心として構成し、対応する事案の内容に応じて学級担任等の構成員を 追加します。

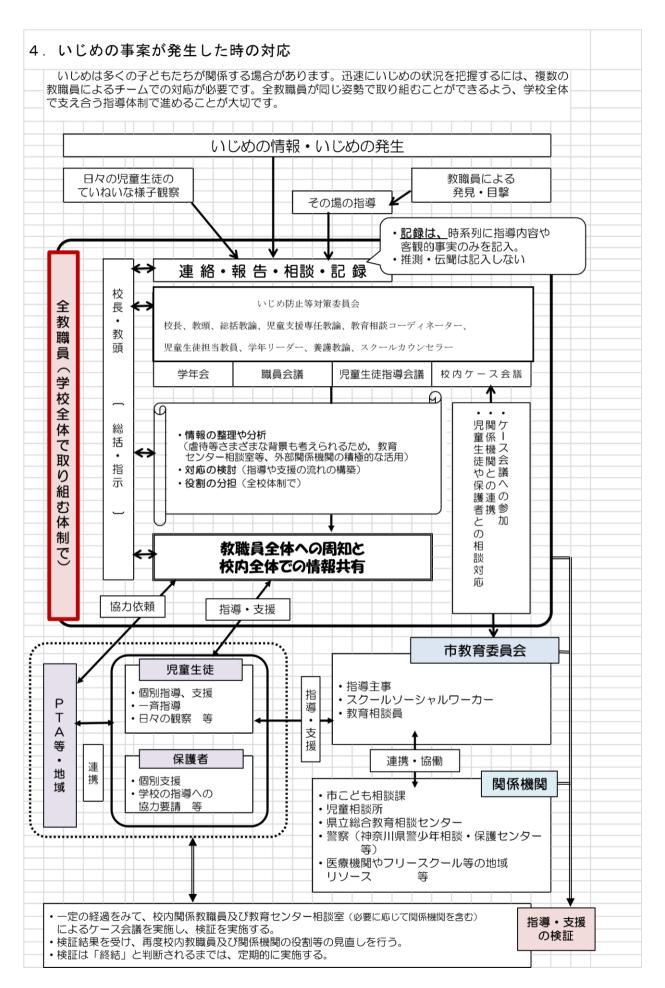
【開催時期と内容】

いじめの事案が発生していない時でも、毎月開催する児童指導委員会後の 校内支援委員会の中で随時開催し、児童の情報交換といじめ防止のための事例研究や 研修を行います。

また、学校いじめ防止基本方針の見直しや、基本方針に基づく取組の年間計画の作成

実施等のほか、次のことを担当します。

- ◇児童や保護者の相談や地域住民等からの通報の窓口
- ◇いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動などに係る情報を収集、記録
- ◇いじめの疑いのある情報があった際の学年会や職員会議等緊急会議の開催
- ◇関係する児童への事実関係の聴取など、いじめに関連する情報の迅速な収集 及び調査
- ◇いじめられた児童の保護やいじめを行った児童に対する指導や 支援・連携・方針の検討
- ◇いじめを受けた児童及び行った児童に対する保護及び支援並びに その保護者との連携
- ◇在校生やその保護者に対する情報提供



5. 重大事態への対処(1) 重大事態とは

児童生徒がいじめを受けて、重大事態に陥った場合、市長に重大事態の発生について報告するとともに、当該重大事態に対処し、同種の事態の発生の防止に資するため、出来るだけ速やかに事実関係を明確にするための調査を行い、国の基本方針及び「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン(平成 29 年 3 月

重大事態かどうかの判断は、次の考え方により判断します。

- ○次のいずれかに該当するときは、いじめの重大事態として対応します。
 - *いじめを受けていた児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた 疑いがある場合
 - ・自殺を企図したり、自殺に至ったりした場合
 - ・身体に重大な傷害を負った場合

文部科学省)」により適正に対応します。

- ・金品等に重大な被害を被った場合
- 精神性の疾患を発症した場合 等
- *いじめを受けていた児童が、そのため相当の期間欠席を余儀なくされている疑いがある場合(年間 30 日間を目安とする。但し、一定期間連続して欠席している場合は、上記目安にかかわらず重大事態として対応する。)

(2) 事態の発生を受け対応

- ○学校は直ちにいじめに係る重大事態と判断し、速やかに鎌倉市教育委員会を通じて 市長に報告し、市教育委員会と協議し「いじめ調査委員会」を設置し、事実関係を 明確にするための調査に着手します。
- ○児童やその保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申し立てがあった ときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とは いえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして、適切かつ真摯に 調査等に当たります。
- ○調査に当たっては「いじめ防止等対策委員会」の構成員が中心となり進め、事態の 収束まで調査を続けます。なお、事案内容により構成員については鎌倉市教育委員会 と検討し、校長が任命します。

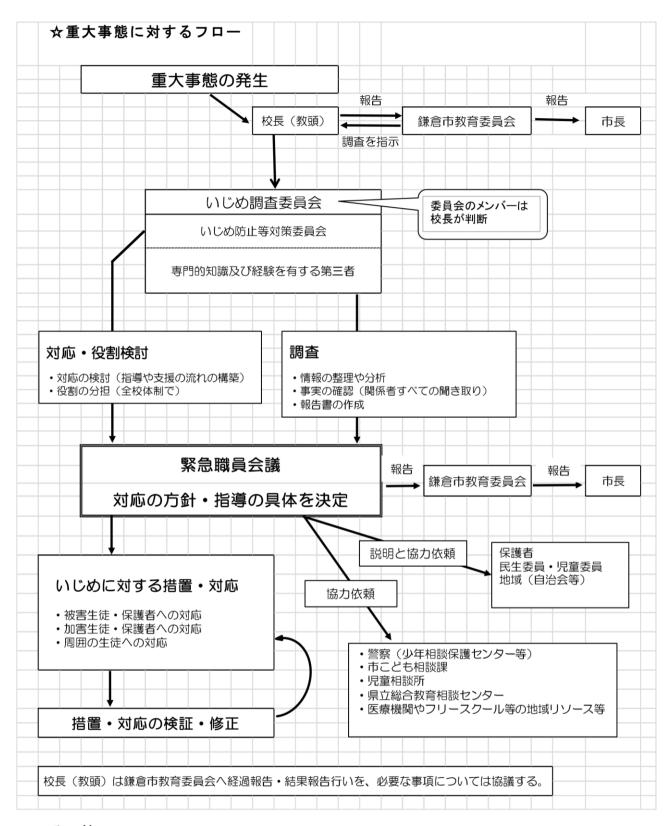
【構成員】

いじめ防止等対策委員会の構成員に加え、専門的知識及び経験を有する者等の 第三者の参加を図り、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努めます。

○学校は調査内容を、鎌倉市教育委員会へ報告するとともに、必要な対応を 協議します。 ○学校主体の調査では、重大事態への対処等に十分な結果を得られないと 判断した場合、鎌倉市教育委員会による調査を依頼します。

(3) いじめを受けた児童及びその保護者への情報提供

- ○学校はいじめの事実関係を明確にするための調査を行ったときは、いじめを受けた 児童及びその保護者に対し、経過報告を含め、適時・的確に情報提供を行います。
- ○当該情報提供を行うに当たっては、児童や保護者への心のケアと落ち着いた 学校生活を取り戻すための支援に努めるとともに、予断のない一貫した情報発信、 個人のプライバシーへの配慮に留意して行います。
- ○調査結果の説明について、いじめを受けた児童又はその保護者が希望する場合は、 所見をまとめた文書を添えて報告します。



6. その他

「いじめ防止基本方針」に基づく取組の実施状況を学校評価に位置づけ、 適正に自校の取組みを評価します。

- ◇いじめの早期発見に関する取組に関すること
- ◇いじめの再発を防止するための取組に関すること